
須賀川市 過疎地域持続的発展計画

(素案)

〔令和 7 年 1 0 月 7 日現在〕

(令和 8 年度～令和 12 年度)

福島県 須賀川市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	須賀川市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	市行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	6
(9)	SDGsの取り組み	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3	産業の振興	11
4	地域における情報化	16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	18
6	生活環境の整備	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
8	医療の確保	28
9	教育の振興	29
10	集落の整備	33
11	地域文化の振興等	35
12	再生可能エネルギーの利用の推進	37
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	38
資料	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 （再掲）	40

1 基本的な事項

(1) 須賀川市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、東西に 37.9 km、南北に 16.5 km、面積は 279.43 km²を有し、北は郡山市、南は鏡石町及び玉川村、東は平田村、西は郡山市及び天栄村に接しています。

市内中心部を阿武隈川と釈迦堂川が流れ、東に阿武隈高地、西に那須連峰の山々を望む、緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。

気候は、年間を通しての降雨総量は例年 1,000 mm 前後、平均気温は 13℃ 前後であり、比較的温暖で降雪も少なく住みやすい環境です。

(歴史的条件)

本市は、1954 年(昭和 29 年)3 月に須賀川町、浜田村、西袋村、稲田村及び小塩江村の 1 町 4 村が合併して市制を施行し須賀川市となり、1955 年(昭和 30 年)3 月に仁井田村、1967 年(昭和 42 年)2 月に大東村が合併しました。その後、2005 年(平成 17 年)4 月に長沼町、岩瀬村が合併して現在の須賀川市となり、2025 年(令和 7 年)に合併から 20 周年を迎えました。

2022 年(令和 4 年)4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和 3 年法律第 19 号)により長沼地域(旧長沼町)及び岩瀬地域(旧岩瀬村)が過疎地域に指定され、その面積は、長沼地域が 60.31 km²、岩瀬地域が 64.20 km²で、市全体の 44.6%を占めています。

(社会的、経済的諸条件)

本市は、国道 4 号、国道 118 号、国道 294 号の幹線道路や J R 東北本線、J R 水郡線など地域交通網が縦横に整備されているとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線、また、福島空港が本市東部に立地するなど、高速交通網が充実しており、福島県内でも交通利便性に優れた地域となっています。

本市の就業者数は、減少傾向にあり、2020 年(令和 2 年)には 36,594 人となっています。

産業別付加価値額から見ると、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業が本市の経済をけん引する重要な産業となっています。

イ 過疎の状況

過疎地域に指定された本市西部地域は、江花川、岩根川、稲川、滑川沿いに優良農地が広がり、豊かな田園が広がっているとともに、長沼城址のほか、藤沼湖自然公園、大

滝川公園やいわせ悠久の里など、多くの文化・観光資源を有する地域です。

過疎地域の人口は、2005 年(平成 17 年)に 12,245 人でしたが、2020 年(令和 2 年)には 9,642 人となっており、15 年間で 21.3%減少しています。

年齢別には、0 歳から 14 歳までの人口が、1,754 人から 919 人へと 47.6%減少し、15 歳から 64 歳までの人口が、7,541 人から 5,187 人へと 31.2%減少しています。

一方、65 歳以上の老年人口は、2,946 人から 3,517 人へと 19.4%増加し、少子高齢化が進んでいます。

長沼地域(旧長沼町)は、1980 年(昭和 55 年)に過疎地域の指定を受けて、「長沼町過疎地域振興計画」を策定し過疎対策を行いました。その成果により 1990 年(平成 2 年)4 月に過疎地域からの脱却が図られましたが、その後の人口減少により 2022 年(令和 4 年)4 月 1 日に岩瀬地域と同時に再び過疎地域の指定を受けることになりました。

両地域では人口減少により、地域の活力が失われつつあることから、地域特有の資源を生かしたビジネスモデルの構築により産業振興を図るとともに、高齢者から若者まで、あらゆる世代が参加できる地域づくりの活動を強化するなど、多様な取り組みを進めていく必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

本市の産業構造の変化を産業別就業人口から見ると、第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業へ移行しており、現在は第 3 次産業に従事する人口割合が最も大きく、次いで第 2 次産業、第 1 次産業の順となっており、過疎地域も同様な傾向にあります。

今後は、本市の基幹産業である農業における担い手の高齢化や後継者不足への対策をはじめ、地域産業の活性化と新たなビジネスの創出などにより、特色ある地域として関心を集めることで関係人口や交流人口の拡大を図っていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市のこれまでの人口の推移は、表 1-1 (1) に示すとおりで、2005 年(平成 17 年)の 80,364 人をピークに減少に転じ、2020 年(令和 2 年)には 74,992 人となり 6.7%の減少となっています。

年齢別の比較では、0 歳から 14 歳までの人口が 24.3%の減少、15 歳から 64 歳までの人口が 16.4%の減少となりましたが、65 歳以上の老年人口は、31.8%の増加となっており、老年人口の比率が、20.0%から 28.3%となる一方、15 歳から 29 歳の若年人口の比率は、16.9%から 12.9%に減少するなど高齢化が進んでいます。

今後の人口の見通しは、表 1-1 (2) に示すとおりです。

2020 年(令和 2 年)の 74,992 人から減少を続け、2030 年(令和 12 年)には 70,808 人になる見通しです。

イ 産業

本市のこれまでの産業別就業人口の推移は、表 1-1 (3) に示すとおりです。

就業人口は、2005 年(平成 17 年)の 39,614 人をピークに減少に転じ、2020 年(令和 2 年)は 36,594 人となり、7.6%の減少となっています。産業別の比較では、農林業などの第 1 次産業は、11.6%から 7.6%に減少しました。

一方、サービス業などの第 3 次産業は、54.7%から 57.2%に増加しています。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	1980年(昭和55年)	1990年(平成2年)		2005年(平成17年)		2015年(平成27年)		2020年(令和2年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	69,553 人	73,107 人	5.1 %	80,364 人	9.9 %	77,441 人	△ 3.6 %	74,992 人	△ 3.2 %
過疎地域	12,443 人	12,412 人	△ 0.2 %	12,245 人	△ 1.3 %	10,595 人	△ 13.5 %	9,642 人	△ 9.0 %
0歳～14歳	16,457 人	15,261 人	△ 7.3 %	12,602 人	△ 17.4 %	10,476 人	△ 16.9 %	9,537 人	△ 9.0 %
過疎地域	2,654 人	2,524 人	△ 4.9 %	1,754 人	△ 30.5 %	1,189 人	△ 32.2 %	919 人	△ 22.7 %
15歳～64歳	46,111 人	48,012 人	4.1 %	51,684 人	7.6 %	46,938 人	△ 9.2 %	43,226 人	△ 7.9 %
過疎地域	8,220 人	7,866 人	△ 4.3 %	7,541 人	△ 4.1 %	6,117 人	△ 18.9 %	5,187 人	△ 15.2 %
うち15歳～29歳(a)	15,470 人	13,361 人	△ 13.6 %	13,621 人	1.9 %	10,710 人	△ 21.4 %	9,687 人	△ 9.6 %
過疎地域	2,821 人	2,075 人	△ 26.4 %	1,986 人	△ 4.3 %	1,334 人	△ 32.8 %	1,080 人	△ 19.0 %
65歳以上(b)	6,985 人	9,834 人	40.8 %	16,074 人	63.5 %	19,590 人	21.9 %	21,188 人	8.2 %
過疎地域	1,569 人	2,022 人	28.9 %	2,946 人	45.7 %	3,279 人	11.3 %	3,517 人	7.3 %
(a)/総数 若年者比率	22.2 %	18.3 %	—	16.9 %	—	13.8 %	—	12.9 %	—
過疎地域	22.7 %	16.7 %	—	16.2 %	—	12.6 %	—	11.2 %	—
(b)/総数 高齢者比率	10.0 %	13.5 %	—	20.0 %	—	25.3 %	—	28.3 %	—
過疎地域	12.6 %	16.3 %	—	24.1 %	—	30.9 %	—	36.5 %	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表 1-1(2) 人口の見通し

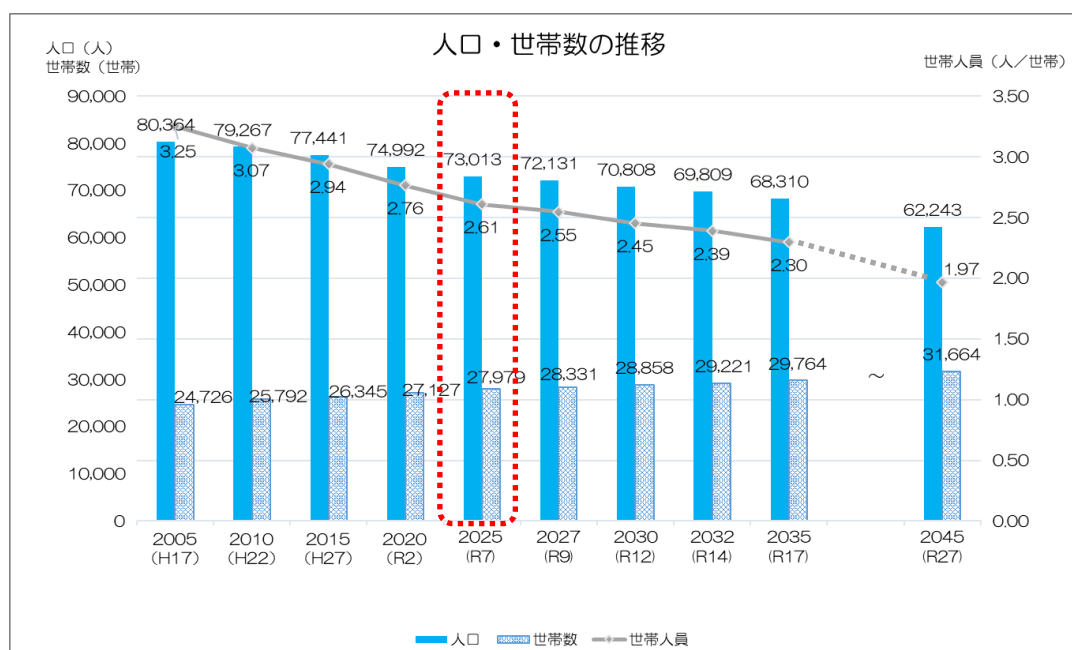


表 1-1(3) 産業別就業人口の推移（国勢調査）

区分	1980年(昭和55年)	1990年(平成2年)		2005年(平成17年)		2015年(平成27年)		2022年(令和2年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	36,571 人	37,929 人	3.7 %	39,614 人	4.4 %	38,610 人	△ 2.5 %	36,594 人	△ 5.2 %
過疎地域	6,891 人	6,565 人	△ 4.7 %	6,159 人	△ 6.2 %	5,517 人	△ 10.4 %	5,125 人	△ 7.1 %
第1次産業人口比率	28.4 %	18.8 %		11.6 %		9.0 %		7.6 %	
過疎地域	42.3 %	27.0 %	—	17.0 %	—	15.5 %	—	14.0 %	—
第2次産業人口比率	34.7 %	39.2 %		32.9 %		30.6 %		29.8 %	
過疎地域	34.7 %	44.4 %	—	39.3 %	—	35.1 %	—	31.5 %	—
第3次産業人口比率	36.9 %	41.9 %		54.7 %		56.2 %		57.2 %	
過疎地域	22.9 %	28.3 %	—	43.6 %	—	45.4 %	—	46.2 %	—

※「分類不能の産業」があるため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

本市では「第9次総合計画」（2022年度（令和4年度）策定）の達成状況を把握するため、本計画においては行政評価により、「政策・施策」には成果指標と目標値を、「事務事業」には成果指標を設定し、目標達成度と成果動向を評価し評価結果を毎年度公表することで、まちづくりの進捗状況を市民と共有しています。

また、財政構造上の課題を解決するための5カ年計画として、2024年(令和6年)4月に「須賀川市行財政改革取組方針」を策定し、持続可能な行政経営を目指して行財政改革を推進しています。

過疎地域持続的発展計画(前期計画)の最終年度となる2025年度（令和7年度）からの3年間は、早期に財政効果の発現が見込める歳入や歳出の見直しに集中的に取り組む「集中改革プラン」の期間としており、2021年(令和3年)3月に策定した「須賀川市公共施設等個別施設計画」による公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の最適化に計画期間を前倒しして取り組むこととし、財源確保のため民間活力を積極的に活用するなど効果的・効率的な行政経営を目指しています。

イ 財政の状況

2024年度(令和6年度)普通会計決算においては、財政の健全性を示す実質公債費比率や将来負担比率等の指標は、国が定める早期健全化基準を下回っています。

一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は101.2%となっており、多くの地方自治体と同様に地方財政の財政構造が硬直化している影響を大きく受けています。

ウ 施設整備状況

2024年度(令和6年度)末現在の主要な公共施設の整備状況については、市道の改良率は64.8%、舗装率は71.4%、水洗化率は87.7%となっています。

表 1-2(1) 須賀川市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	30,152,635	49,313,226	55,033,273	37,507,162
一般財源	18,513,752	22,863,446	19,743,752	21,865,398
国庫支出金	3,337,902	4,312,323	14,923,984	6,665,933
都道府県支出金	1,511,120	12,214,418	8,938,321	2,766,388
地方債	4,069,000	4,150,301	6,017,500	1,981,100
うち過疎対策事業債	-	-	-	486,600
その他	2,720,861	5,772,738	5,409,716	4,228,343
歳出総額B	28,884,529	44,800,043	53,870,462	35,930,326
義務的経費	12,117,518	13,238,840	15,137,404	18,583,812
投資的経費	3,769,168	9,008,555	8,583,268	3,627,798
うち普通建設事業費	3,704,380	6,397,094	7,163,138	3,627,798
その他	12,997,843	22,552,648	30,149,790	13,718,716
歳入総額のうち過疎対策事業費	-	-	-	497,561
歳入歳出差引額C (A-B)	1,268,106	4,513,183	1,162,811	1,576,836
翌年度へ繰越すべき財源D	389,427	3,038,728	617,778	305,927
実質収支C-D	878,679	1,474,455	545,033	1,270,909
財政力指数	0.58	0.57	0.59	0.56
公債費負担比率(%)	13.3	11.2	11.9	13.5
実質公債費比率(%)	9.5	7.8	8.4	5.6
起債制限比率(%)	-	-	-	-
経常収支比率(%)	82.1	86.1	96.1	101.2
将来負担比率(%)	79.6	29.0	60.8	75.0
地方債現在高	30,747,196	33,864,246	41,705,537	39,683,799

表 1-2(2) 主要な施設の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和6年度末
市道						
改良率(%)	25.3	43.2	51.5	61.1	64.7	64.8
舗装率(%)	28.4	47.4	62.3	69.0	71.2	71.4
農道						
延長(m)	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	—	—
林道						
延長(m)	—	—	—	—	78,744	78,741
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	8.7	—
水道普及率(%)	78.6	89.8	91.3	91.2	90.0	—
水洗化率(%)	—	—	—	88.6	86.0	87.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	23.3	22.2	22.9	17.6	16.1	16.2

※平成12年度末以前については旧須賀川市の数値

(4) 地域の持続的発展の基本方針

福島県が定める過疎地域持続的発展方針の目標である「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」及び3つの方向性「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「くらし(生活環境)」に基づき、前期計画で実施した過疎対策の成果を踏まえるとともに、過疎地域の現状に即した効果的な過疎対策を推進します。

本市の「第9次総合計画」においては、「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」を将来都市像に掲げ、「ひと」「くらし」「しごと」「まち」の4つの分野の連携を図りながら各政策を推進し、すべての人にとって「住み続けたいまち」であり続けることを目指しています。

過疎地域の指定を受けた2つの地域は、それぞれが歴史と個性を持った地域であり、両地域の伝統文化や観光資源、地域を支える人材など、地域の宝(魅力)を生かした地域活力の向上により、持続可能な地域づくりを進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
市全体の人口	74,992人	70,808人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、本市の最上位計画である「第9次総合計画」と整合を図っているため、目標の達成状況評価は、総合計画の進行管理として行っている行政評価により行うこととし、「第9次総合計画」の計画期間終了後も本計画では行政評価と同等の評価を継続し、進行管理を行います。

また、市民の代表等で構成する会議において、毎年度、事業実施状況等を報告します。

(7) 計画期間

2026年(令和8年)4月1日から2031年(令和13年)3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においては、「市行財政改革取組方針」による「市公共施設等総合管理計画(個別施設計画)」の計画期間を前倒しして進める取り組みと本計画との整合を図るため、次の基本的な考え方を過疎地域対策事業に適切に反映させます。

ア 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量(延床面積)の縮減を図り、公共施設のコンパクト化(複合化・集約化・廃止及び取壊し等)などを早急に進め、「供給量の適正化」を図ります。

イ 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、施設の用途変更や複数の公共施設を一つの施設に集約化するなど「既存施設の有効活用」を図ります。

ウ 効率的な管理・運営

民間活力の導入検討や民間への遊休施設の売却などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

(9) SDGs の取り組み

SDGs（持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals）は、2030年(令和12年)が期限となることから「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会づくりを一層推進しなければなりません。

本市では、2022年(令和4年)2月から「市 SDGs 推進協議会」と連携しながらSDGsの普及啓発を図っており、本計画においても SDGs の考え方にに基づき目標達成に向けて取り組んでいきます。



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減と転入者より転出者が上回る社会減により、減少が進んでいます。特に 2005 年(平成 17 年)の市町村合併以降、過疎地域における人口の減少率は、市全体と比べ高い状況にあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、若者の地方移住への関心が高まっていますが、本市においては大きな変化は実感できていない状況です。

前期計画期間には、移住・定住を促進するためのポータルサイト「すかがわさ、来てみねがい」の開設、県外からの移住者が住宅を取得する際の経費の一部を支援する「須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金」の創設、「お試し居住」の運営など、移住しやすい環境の整備にも努めてきましたが、「市行財政改革取組方針」の策定に伴い、「市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金」と「お試し居住」の運営を休止しています。

今後も、本地域が有する豊かな自然環境や地域特有の文化・伝統などの魅力を効果的に発信し、関心を示してくれた潜在的移住者と徐々に関係性を深め、移住・定住につなげていく必要があります。

イ 地域間交流

本市は、北海道長沼町と友好親善宣言、大阪府豊中市と空港で結ぶ友好都市提携に関する協定、神奈川県座間市と友好交流都市協定、北海道長沼町、大阪府豊中市、神奈川県座間市、埼玉県朝霞市と災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、また、中国洛陽市と友好都市締結議定書の締結のほか、「都市間交流事業補助金」により民間団体等の交流を支援するなど、各界各層での交流を深めています。

また、2019 年(平成 31 年)1 月には中核市である郡山市を中心に 16 市町村による「こおりやま広域連携中枢都市圏」が発足し(2025 年(令和 7 年)現在 17 市町村)、お互いの強みを「広め合う、高め合う、助け合う」関係を構築し、「気候変動対応型全世代健康都市圏」を目指す取り組みを進めています。

今後も、これらの自治体との地域間交流を深め、個人や民間団体などの自主的な交流へ発展させることで、活気ある地域づくりを進めていきます。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ◆移住・定住を促進するためには、関係・交流人口を拡大し、地域との関係性を徐々に深めたうえで、移住・定住の決断に至るプロセスが重要であることから、決断を後押しする各種支援制度の周知や相談体制の充実を図っていきます。
- ◆本地域は豊かな自然環境にありながら東北縦貫自動車道、福島空港など、高速交通体系へのアクセスが比較的容易であることから、リモートワークやワーケーション^{※1}などの新しい多様な働き方への対応や二地域居住が実践できる環境整備への支援策などを検討します。
- ◆空家バンクについては、運営方法を公益財団法人全日本不動産協会福島県本部と公益財団法人福島県宅地建物取引業協会と連携協定を締結し、両協会の協力のもと運営する方法に改め、取扱件数の増加を図っています。
- ◆地域おこし協力隊等の制度も活用し、地域資源を活用した事業や、芸術・文化振興等に取り組んでいる地域の各団体と市が連携を図りながら地域の魅力を発信し、地域の課題解決に向けた取り組みを協働して推進します。

イ 地域間交流の促進

- ◆本地域においては、「相澤晃記念杯藤沼湖駅伝競走大会」や「いわせ悠久まつり」などのイベントをはじめ、「藤沼湖自然公園」、「いわせ悠久の里」、「須賀川特撮アーカイブセンター」などが立地しており、これらの地域資源を有効に活用した関係・交流人口の拡大に努めます。
- ◆歴史や文化など様々なつながりで異なる地域と交流している民間団体の活動を支援し、関係・交流人口の拡大に努めます。
- ◆空港を利用した友好都市等との交流促進や定期チャーター便が就航している台湾への情報発信などによるインバウンド対策により、本市への関心を高めるとともに、こおりやま広域連携中枢都市圏を形成する圏域市町村と連携し、相互交流の拡大につながる取り組みを推進します。

^{※1} Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業 (移住・定住の相談体制の充実や多様な働き方に対応できる環境整備、住まいの確保策への支援を検討する)	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流推進事業 (民間団体が歴史や文化を通じてつながりのある地域などとの交流を目的とした事業に対して事業費の一部を支援する)	市 民間団体	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本地域の農業は、自然環境や地域特性などの恵まれた立地条件を活用し、水稻、きゅうり、そばなどを基幹作物として、生産規模の拡大や特産品化など経営の合理化を図りながら、収益性の高い農業を展開してきました。

近年では、本地域においても、農家数、農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化が進むとともに、肥料や生産資材の高騰など、生産コストの増加による経営難は、深刻な担い手不足を招き、耕作放棄地が増加する大きな要因になるなど農業生産構造の弱体化が進んでいます。

本地域の基幹的農業従事者の 65 歳以上の高齢者の割合は、2010 年(平成 22 年)と 2020 年(令和 2 年)の農林業センサスの調査結果で比較すると、50.3%が 67.3%となり、農業従事者の高齢化が顕著となっています。

また、主業農家数も 940 戸から 655 戸となり 285 戸減少し、担い手不足が深刻となっています。

このため、新規就農者の確保や集落営農組織、農地所有適格法人など多様な担い手を育成するとともに、品質向上や低コストな生産基盤とデジタル技術を使ったスマート農業の推進による生産性向上などにより、農業経営の改善を図ることが重要な課題となっています。

農業用施設については、整備から長年経過しており老朽化が進んでいるため、適切な維持管理の継続と更新が課題となっています。

林業については、本地域の西部に奥羽山脈の広大な山林が広がり、豊かな水源となっていますが、森林面積に対して、林業従事者が少なく、山林の保全と適切な維持管理が課題となっています。

イ 商工業

人口減少社会における消費減退や長引く原材料価格高騰の影響など中小企業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、企業には人材の育成や販路の確保、新技術の開発など経営基盤の安定と社会経済情勢への的確な対応が求められています。

本市では、産業力の強化と雇用の創出を総合計画の重点戦略に位置付け、商工会議所や商工会などの経済団体、金融機関、教育機関等と連携して、経済の好循環を生み出せるよう「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」を 2017 年(平成 29 年)1 月に施行し、各種施策に取り組んでいます。

本地域の産業別の事業所数と従業者数の推移は、2016 年(平成 28 年)と 2021 年(令

和 3 年) の経済センサスの調査結果で比較すると、371 事業所が 356 事業所となり 15 事業所減少し、従業員数は、2,730 人が 2,710 人となり 20 人減少しています。

商業については、両地域の小売店や飲食店の多くが小規模店舗であり、人口減少による購買力の低下や経営者の高齢化、後継者不在により、店舗の減少が進み、地域内での暮らしの利便性が低下してきています。

今後は、事業継承による事業所数の減少防止や創業支援などが課題となっています。

工業については、長沼地域には 3 つの工業団地が整備され、岩瀬地域には複数の製造業が立地しており、地域の雇用創出に貢献していますが、各企業の経営状況や雇用状況を把握しながら、引き続き情報や必要な支援を提供し、安定した経営環境を維持していく必要があります。

また、生産年齢人口の減少により、新規雇用の確保がさらに難しくなることから、DX^{※2}により、AI、IoT^{※3}を活用した生産性向上や事業効率化に取り組む必要があります。

ウ 観光業

本市は、国指定名勝「須賀川の牡丹園」、俳聖松尾芭蕉ゆかりの句碑や旧跡、海外でも関心が高い「須賀川市×M78 星雲 光の国」姉妹都市提携事業や特撮関連事業などの文化・観光資源を活用した観光誘客に取り組んでいます。

本地域では、豊かな自然環境や伝統ある文化資源を活用した「藤沼湖自然公園」や「長沼城址」、「いわせ悠久の里」、「大滝川公園」、「須賀川特撮アーカイブセンター」等の魅力ある文化・観光資源の利便性を向上させたいと、これらを活用したイベントなどにより観光振興を図るため、国内外を問わず認知度を向上させる取り組みが必要となっています。また、観光施設の多くは建設から数十年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、「市行財政改革取組方針」による「市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）」の計画期間を前倒しして進める取り組みと整合を図ったうえで、施設のリニューアルを含めた施設の充実及び計画的な維持補修を進める必要があります。

今後は、観光振興が一層特色あるものになるよう、地域で活動する団体などとも協働して関係・交流人口を増加させる取り組みを進めていきます。

現在、福島空港における台湾定期チャーター便等の運航に伴いインバウンド需要の増加が見込まれることから、今後は、関係機関と連携し新たな観光誘客を促進するための対策を講じる必要があります。

※2 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術の活用による業務効率化やビジネスモデルなどの変革

※3 IoT（アイオーティー）：モノのインターネット。あらゆるモノがインターネットにつながり、モノのデータ化や自動化が行われ、新たな付加価値を生み出すこと

(2) その対策

ア 農林業

- ◆「須賀川市食料・農業・農村基本計画」に基づき、課題解決に向けた取り組みを推進します。
- ◆新規就農者に対する、関係機関によるサポート体制を充実するとともに、国の補助制度や市独自の支援制度の活用を図りながら、担い手の育成・確保に努めます。
- ◆目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、農地中間管理事業を活用した農地の集積や集約化を促進し、遊休農地等の発生防止や経営基盤の強化を図ります。
- ◆農業経営の安定を図るため、用水路等の農業用施設や農道を整備し、老朽化した農業関連施設を計画的に更新するとともに被害が拡大している鳥獣被害防止対策を推進します。
- ◆「公益財団法人須賀川市農業公社」との連携強化により、耕作放棄地の再生や高収益転作作物の作付を促進するとともに、本地域においてスマート農業のモデル事業を実施し、次世代型農業の取り組みを推進します。
- ◆「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等の制度を活用し、多様な生態系の保全、美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止等に取り組み、農地の多面的機能を確保することで農業生産基盤と生活環境の整備・保全を図ります。
- ◆老朽化の進む林道施設の適切な維持管理の継続と更新を行います。
- ◆国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理を行うとともに、森林が持つ水源のかん養や自然災害の防止等、多面的な機能について理解と関心を深めてもらうため、学校などにおいて「環境学習」や「環境教育」を推進します。

イ 商工業

- ◆「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、既存企業の経営基盤の強化に努めます。
- ◆「須賀川市中小企業・小規模企業振興会議」を開催し、各団体と連携しながら中小企業・小規模企業の課題解決を検討し、中小企業・小規模企業の経営支援に努めます。
- ◆長沼・岩瀬の商工会と連携し、経営相談や指導体制の強化を図ります。
- ◆企業ニーズの把握に努め、融資制度など各種支援制度の情報提供を行い、中小企業・小規模企業の経営安定化を支援します。
- ◆本地域の豊かな自然環境を生かしたリモートワークやワーケーションなどの新しい多様な働き方が実践できる環境を整備し、二地域居住の実現を支援します。
- ◆「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく税制優遇措置を活用して、設備投資を行う事業者に対しては、相談支援などでサポートします。

ウ 観光業

- ◆2027 年（令和 9 年）まで期間を延長した「須賀川市観光振興アクションプラン」に基づき、課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- ◆老朽化している藤沼湖周辺施設等の利活用促進のため、既存施設の拡充及び計画的な維持補修を進めるとともに、自然環境を生かした体験型コンテンツを提供することで集客力を高め、関係・交流人口の拡大を目指します。
- ◆「藤沼湖自然公園」や「須賀川特撮アーカイブセンター」、「いわせ悠久の里」等、地域の文化・観光施設と市中心部の文化・観光施設の間を循環するネットワークを形成し、関係・交流人口の増加に努めます。
- ◆既存の文化・観光施設等にインバウンド対策を行うとともに、本地域で観光誘客を目的とするイベント等を実施する事業者等を支援するなど、官民連携の取り組みを推進します。
- ◆文化・観光施設の有効活用による観光業の活性化を図るため、様々な媒体を活用した国内外への情報発信に努めます。

（３）事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業用施設等維持管理事業 (農業用施設(水路)等の維持管理及び工事に要する経費)	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	藤沼湖周辺施設整備事業 (藤沼湖周辺施設の改修工事等を実施する)	市	
		大滝川公園整備事業	市	
		いわせ悠久の里管理センター整備事業(温泉施設等の改修工事等を実施する)	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	次世代型農業推進事業 (農業の省力化のモデル地域に設定し、スマート農業用機械導入を支援する)	市 農業者	
		有害鳥獣駆除対策事業	市 協議会	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		(有害狩猟鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策協議会に対する支援)		
		農業用施設等維持管理事業 (行政区等が行う農業用施設(用水路等)の修繕や整備に要する経費への助成)	行政区等	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光情報発信事業 (効果的情報発信により、インバウンド対策等を実施する)	市事業者	
		観光事業者支援補助事業 (過疎地域を起点とした観光イベント等を実施する事業者へ補助を行う)	市事業者	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
長沼地域 岩瀬地域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2)(3)のとおりです。また、当該業種の振興を促進するために行う事業の実施にあたっては、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や地域間交流を行っている県外の自治体とも連携を図りながら産業等の振興を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ICT^{※4}の飛躍的な進歩による社会全体のデジタル化の進展は、地理的、時間的制約を克服するものであり、暮らし、仕事等の面で大きな恩恵を受けることが期待されています。また、人口減少社会に対応した地域コミュニティの活性化を図る上でも ICT の活用が求められています。

本地域には、IRU 方式^{※5}や民間通信事業者によって光回線の通信網が整備されており、インターネットを活用した行政手続きのオンライン化や、市ホームページ・市公式 LINE 等を通じた行政情報の提供など、デジタル化が進むにつれて、市民の情報やサービスとの関わり方が変化しています。

一方で、情報サービスに触れる機会が少ない高齢者などに対して、デジタル化に対応した行政手続きの利用や行政情報の取得を促進することが課題となっています。

今後は、2025 年（令和 7 年）3 月に策定した「須賀川市 DX 推進計画」に基づき、デジタル化による行政手続き、行政情報の提供等のさらなる充実を図り、市民の利便性及び生活の質を向上させるとともに、デジタルデバイドを解消する取組により、行政のデジタル化による恩恵をあらゆる人が享受できる社会の実現に努める必要があります。

(2) その対策

- ◆市民ニーズを把握、分析し、誰もが利用しやすい行政手続きのオンライン化の充実による行政サービスの向上を図ります。
- ◆情報セキュリティを含めたリテラシーの向上によるデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていくため、情報通信機器の活用講座等を開催します。
- ◆高度情報通信ネットワークは、デジタル社会におけるデータ活用に必要な不可欠であるため、老朽化した施設の更新や第 5 世代移動通信システム(5G)等への対応を携帯電話各社に要望するなど、デジタル環境の整備・充実等に努めます。

※4 ICT：Information and Communication Technology の略で情報や通信に関する技術の総称

※5 IRU方式：双方の合意がない限り破棄できない使用権に基づき、自治体が整備する情報通信インフラを通信事業者が借りてサービスを提供する方式

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域情報化推進事業 (デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を構築するため、高齢者等に対するICTの利用支援や、市公式LINEや市ホームページを活用した情報発信の拡充による地域のデジタル化を推進する)	市 行政区	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

道路は円滑な市民生活や産業活動を支える社会基盤であるとともに、地域間の交流、生活利便性の向上に大きな役割を果たしています。本地域は、本市西部に位置し、国道118号や県道長沼喜久田線、県道中野須賀川線、県道郡山矢吹線、市道I-38号線、市道I-35号線等が主要幹線道路として、地域間や近隣市町村との連携軸として道路ネットワークが形成されています。

地域住民が安全・安心に暮らしていけるよう、主要幹線道路や生活道路の整備、危険箇所の解消、緊急車両に対応した幅員の確保などに努める必要があります。

国・県道については、屈曲箇所が多く、一部の区間においては冬季通行止めとなるなど、通行の安全を確保することが必要です。

市道については、路面状態の悪い箇所などから順次修繕工事を行っていますが、安全を確保するためには改良の必要な市道があります。

今後も国や県と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、降雪や路面凍結などに対応する冬道対策を一層充実していく必要があります。

防犯灯については、既設の電柱を利用して設置していますが、付近に電力を供給できる電柱がなく、防犯灯の設置が困難な箇所もあることから、その対応が求められます。

イ 農林道

本地域の農道については、農地の基盤整備事業に合わせて整備され、ほとんどが市道認定されていますが、舗装されていない路線については、地域から整備を求められています。農道は地域の重要な生活道路としての役割も兼ねており、通行の安全性を確保するため、計画的に整備していく必要があります。

林道については、老朽化が進んでいるため、森林の施業状況に応じて適切に林道を管理していく必要があります。

ウ 公共交通・交通手段

2024年(令和6年)3月に「須賀川市地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通体系を再構築するため、地域の公共交通を最大限活用するとともに都市計画、福祉、観光、教育分野等を含めたまちづくりと連携しながら、地域が一体となって推進することから、公共交通の利便性向上をはじめ、交通弱者に対する移動手段の確保などについて地域や関係機関と連携し検討を進める必要があります。

本地域では、路線バスや一部地域で乗合タクシーを運行していますが、利用者が年々

減少していることから、地域内での移動需要に対応するため、前期計画に基づき、2024年(令和6年)1月に長沼地域でAI オンデマンド交通の実証運行を開始し、現在は岩瀬地域までエリアを拡大して運行しています。

今後も、住民の移動ニーズを踏まえた効果的・効率的な公共交通の再構築を進めていくことが求められています。

(2) その対策

ア 道路

- ◆市道の整備・管理については、老朽化が進んでいる箇所の修繕を優先して実施するほか、計画的な道路整備や通学路交通安全プログラムに基づく交通安全施設の整備を推進し、利便性の向上や安全な道路環境の維持に努めます。また、生活道路となる市道については、地域住民の行う愛護作業等を通して道路環境の維持向上を図ります。
- ◆国・県道の整備については、安全で快適な道路交通を確保するため、国道118号や県道中野須賀川線の改良整備を関係機関に要望します。
- ◆国・県道、集落間を結ぶ主要な市道等の除雪対策については、県や委託業者との連携を強化し、除雪体制の拡充に努めます。また、高齢者のみの世帯など、自ら除雪することが困難な住民が冬期間安心して暮らせるよう支援体制の構築を検討します。
- ◆防犯灯については、中継電柱の増設やソーラー式灯具の使用など新たな給電方法などによる設置に努めます。

イ 農林道

- ◆本地域の農道については、生活道路としての役割も果たしていることから、計画的な整備に努めます。
- ◆林道については、森林が持つ水源のかん養や自然災害の防止等の機能の維持を図るため、森林の状況に応じて、引き続き適切な維持管理を行います。

ウ 公共交通・交通手段

- ◆本地域では交通不便地域が広範囲に点在しているため、地域内での移動需要に対応するAI オンデマンド交通の運行を継続するとともに、交通弱者に対する新たな移動手段の確保については、既存の路線バスや乗合タクシー、地域で無償の送迎サービスを提供している事業者、医療・福祉関連事業所などの交通資源の有効活用について、地域の関係機関と連携して進めます。
- ◆高齢者をはじめとした、自身で移動することが困難な住民の移動手段確保のため、地域住民の助け合いによる移動手段の運営方法を、地域の関係機関と連携して検討を進めます。

- ◆本地域における小・中学校の統合を見据えた公共交通の利便性向上について、地域や関係機関と連携し、検討を進めます。
- ◆路線バスの運行ダイヤや乗り継ぎ方法などの周知、オンデマンド交通の体験試乗会などにより利用希望者の不安を解消し、公共交通を利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道整備事業 ・市道 8317 号線 梓衝字宮本前地内 ・市道 9607 号線 深渡戸字清水石地内 ・市道 9709 号線 矢沢字新反田地内 ・市道 8506 号線 小中字北ノ原地内 ・市道 4502 号線 大久保字下境地内 ・市道 9979 号線 大久保字西ノ内地内	市	
		道路環境整備事業 (安全かつ快適な道路環境の確保のため、道路の修繕や維持管理を実施する) 市道修繕事業 ・市道Ⅰ-33号線 (長沼～志茂) ・市道Ⅰ-34号線 (深渡戸) ・市道Ⅰ-35号線 (木之崎～梓衝) ・市道Ⅰ-37号線 (江花) ・市道Ⅰ-38号線 (今泉～小中) ・市道Ⅰ-42号線 (守屋) ・市道Ⅰ-44号線 (畑田～矢沢) ・市道Ⅰ-46号線 (北横田～木之崎) ・市道Ⅰ-47号線 (畑田～大久保) ・市道Ⅱ-35号線 (梓衝) ・市道Ⅱ-41号線 (守屋) ・市道Ⅱ-43号線 (梅田) ・市道Ⅱ-44号線 (畑田～北横田) ・市道Ⅱ-47号線 (深渡戸～梅田) ・市道 8078 号線 (木之崎) ・市道 8318 号線 (梓衝) ・市道 8609 号線 (滝) ・市道 8741 号線 (長沼)	市	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		・市道 8761 号線 (長沼) ・市道 9053 号線 (守屋～梅田) ・市道 9355 号線 (梅田) ・市道 9433 号線 (柱田～矢沢) ・市道 9441 号線 (柱田～今泉) ・その他、必要となる路線		
		交通安全施設整備事業 ・カーブミラー、ガードレール等の安全施設、区画線引き直しの整備・更新等が必要な路線	市	
		防犯灯設置事業 ・防犯灯の整備・更新等が必要な路線	市	
	(2) 農道	農業用施設等維持管理事業 (農業用施設 (農道等) の維持管理及び工事に要する経費)	市	
	(3) 林道	林道施設管理事業 (林業用施設 (林道等) の維持管理及び工事に要する経費)	市	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	地域公共交通形成事業 (交通弱者に対する移動手段の確保のため、地域ニーズに対応し、商工・福祉分野などとの連携や地域交通資源の有効活用により総合的な交通網の形成を推進する)	市 運行事業者	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 交通施設 維持	道路環境整備事業 (安全かつ快適な道路環境の確保のため、維持管理の実施のほか、行政区が行う維持管理に対して支援する) 市道維持管理業務委託事業 市道愛護活動支援事業	市 行政区	
		農業用施設等維持管理事業 (農業経営の安定化や効率化のため、行政区等が行う農業用施設 (農道等) の修繕や整備に要する経費への助成)	行政区等	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市は、水道事業の目指すべき将来像である「安心なすかがわの水 いつでも いつまでも」の実現のため、3つの観点である「安全」、「強靱」、「持続」に基づき、課題解決のための取り組みを計画的に実施しています。

本区域内にある長沼第1浄水場及び岩瀬浄水場は、旧耐震基準による耐震性が低い施設であり、特に長沼第1浄水場は設備関係も老朽化が進んでいることから、施設の更新を検討しています。

また、管路については、耐震性の低い石綿セメント管が残っており、計画的に更新を進めていく必要があります。

今後は、給水人口の減少により給水収益が落ち込む一方、老朽化施設の更新や耐震化に係る費用の増加等が予測されるなど、経営基盤の強化が求められます。

イ 生活排水

本市の豊かな水と緑が育む自然を次世代の子どもたちに引き継ぐため、公共下水道への接続、農業集落排水の整備を進め、公共下水道と農業集落排水の集合処理エリア外では合併処理浄化槽への転換を推進し、環境にやさしい快適に暮らせるまちづくりを目指してきました。

本地域においては、供用開始から30年以上が経過した処理施設があるなど、老朽化が進んでいる状況にあります。

今後は、老朽化している施設の更新や耐震化を実施するとともに、処理施設の集約化や集合処理エリア外では合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

ウ 防災・防犯

集中豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が発生した場合、市及び関係機関のみでは十分な応急対策が困難となるおそれがあるため、本市では、災害時において地域住民による自主的な防災活動が効果的に行われるよう自主防災組織の設立と活動支援に努めています。

今後も市民の命と財産を守るため、市及び関係機関は、防災設備の整備など、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

また、地域防災体制の中核として日頃より活動している消防団は、非常に重要な役割を担っていますが、少子高齢化に加え、地域外での就労などにより、団員確保や消防活動への対応が厳しい状況となっています。

防犯については、警察や防犯関係団体等の防犯活動により、安全で住みよいまちづくりを目指しています。

エ 公営住宅

市全体で 21 団地 1, 040 戸の市営住宅がありますが、本地域には 4 団地 29 戸の公営住宅があり、いずれも老朽化が進んでいるため、地域のニーズを踏まえて、適切な維持管理が必要となっています。

オ 空家等対策

本地域には 2023 年（令和 5 年）3 月末現在で 200 件の空家がありますが、人口減少や高齢化により、今後も増加していくことが見込まれます。

（２）その対策

ア 上水道

◆水道は生活に欠かすことのできないライフラインであることから、「水道ビジョンすかがわ 2030」に基づき、施設の計画的な更新を行うとともに、経営基盤を強化する取り組みを進めます。

イ 生活排水

◆生活排水対策は、環境にやさしい快適に暮らせるまちづくりの大きな柱であり、持続可能な循環型社会の形成に向けて、浄化施設の更新や統合、合併処理浄化槽への転換を促進し、水環境の保全に努めます。

ウ 防災・防犯

◆本地域での自主防災組織の設立と活動支援の充実を図るため、防災講座の実施、資機材の整備、災害時に十分機能する情報提供体制等、自主防災組織の活動環境を整備します。

◆本地域における災害の脅威から地域住民を守り、また、万が一孤立するようなことがあっても迅速に対応するため、飲料用緊急貯水槽を整備したところであり、防災備品等の確保に努めます。

◆消防団員が減少傾向にあるため、消防施設の集約化や消火栓等の消防施設を計画的に新設・更新するとともに、消防団員を確保するため消防団 OB の機能別消防団員としての任命や地域間の連携協力体制を構築するなど、地域防災力を維持・強化します。

◆警察や防犯関係団体等と連携し、防犯活動を強化することで、犯罪等のない安全で住みよいまちづくりを推進します。

エ 公営住宅

◆2025 年（令和 7 年）3 月に改定した須賀川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切な維持管理を図ります。

オ 空家等対策

◆須賀川市空家等対策計画に基づき、空家等の予防・抑制、適正管理及び利活用の促進などに努めます。

（3）事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(5) 消防施設	消防施設等整備更新事業 ・ 屯所等整備（横田班（車庫増設）、畑田班） ・ 消火栓等整備	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	空家等対策事業 （市空家バンクに登録された物件を改修する費用の一部を補助）	市 物件購入 者・物件賃 借人	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

全国的な出生率の低下に伴う少子化と核家族化の進行は、本市においても例外ではありません。

また、地域のつながりが希薄化したことで、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増えており、子どもの成長過程において様々な影響を与えることが懸念されています。

今後は、子育て家庭の不安や孤立感を軽減し、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育てを社会全体で支え合う意識を醸成し、地域全体で子育てを支え合うネットワークを構築することで、子育て家庭が仕事と子育てを両立でき、安心して子育てできる環境を確保することが必要です。

本地域においては、保育環境の改善を図るため、少子化を踏まえ、老朽化が進んでいた施設を集約化して認定こども園化しました。

イ 高齢者等の保健及び福祉

本地域の高齢化率は、2024年(令和6年)10月1日現在で、39.2%と他の地域に比べ高く、2021年(令和3年)の37.0%から2.2%増と、高齢化率も年々上昇しており、本地域では、さらなる高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

今後は、健康寿命を延伸することで、高齢者の豊富な経験・知識・技術を生かした就労や社会活動の機会を創出し、高齢者が地域で活躍できる取り組みを進めていく必要があります。

また、在宅で自立した暮らしを続けるためには、要介護への進行をできる限り遅らせる介護予防の取り組みが、ますます重要となっています。

一方、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者に対する介護や支援の必要性が増加していますが、本地域における介護保険サービス事業所数は、他の地域に比べて少なく、他の地域や市外の介護保険サービス事業所も利用している状況にあります。

福祉の課題は年々複雑化・複合化する傾向にあり、介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野の横断的連携による幅広い支援が求められていることから、地域のあらゆる人や社会資源を生かした包括的な支援体制を構築し、地域社会全体で重層的に支え合う必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ◆子育てを地域全体で支える支援として、子育ての援助を受けたい方と子育てを援助したい方が会員登録し、会員同士のマッチングを行うファミリーサポートセンターの運営や放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる居場所である放課後児童クラブの再編、放課後子ども教室の運営など、安心して子育てできる環境整備に努めます。
- ◆子育て家庭が孤立しないよう、地域、子育て支援センター、認定こども園等が連携を強化して子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◆少子化を踏まえた保育環境を整備するため、保育施設を集約化し、効率的な施設の運営に努めます。
- ◆就学児の放課後の居場所については、児童数の動向や小・中学校統合の進捗状況に応じて、児童クラブ館の再編・設置を検討します。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ◆健康保持増進の取り組みを推進するとともに、地域住民主体の介護予防の場を充実させ、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。
- ◆住み慣れた地域において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが、一人ひとりの状態に応じて適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるよう支援します。
- ◆必要に応じて安心して質の高い介護サービスが利用できるよう、適切なサービス提供体制の確保や充実に努めます。
- ◆介護保険では、在宅サービスの充実と併せて施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。
- ◆福祉関係機関や地域の支えなどにより、重層的な支援のネットワークを築き、地域全体で支え合う力を高めることで、「福祉のセーフティネット強化」を目指します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	(仮) 長沼児童クラブ館整備事業	市	
		(仮) 岩瀬児童クラブ館整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障が い者福祉	地域介護予防活動支援事業 (フレイル予防・介護予防のた めの取り組みや通いの場の支 援、高齢者の参加を促進するた めの公共交通ネットワークの維 持、移動手段の検討を行う)	市	
	(9) その他	旧長沼幼稚園利活用事業	市 民間団体	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

全国的な医師不足を背景に、本市が属する県中医療圏においても医師不足・診療科目の偏在化が進み、地域医療体制の確保が難しい状況です。また、高齢化率が高い本地域では医療需要が増加していくことが見込まれます。

本地域では、8 か所（医科 4、歯科 4）の医療機関が地域医療を支えています。眼科や産科等の診療は、地域外や市外の医療機関で受診している状況です。また、高齢となった医師の後継者や新しい医師の確保が課題となっています。

住み慣れた地域において、地域住民がいつでも安心して、外来や在宅の医療サービスを受けることができるよう、一次医療体制の維持、一次・二次医療の連携強化に加え交通弱者の通院手段を確保するなど、地域医療体制の充実が求められています。

(2) その対策

- ◆医師確保対策等の必要な取り組みを県や関係機関と連携して推進するとともに、地域医療体制の維持に努めます。
- ◆本地域における最適な医療環境や通院への支援について調査し、関係機関と協議しながら、医療環境の整備に向けて検討を進めます。

(3) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的发展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制確保事業 (医療環境の整備に向けた遠隔診療等や通院支援策などの調査・検討を行う。)	市 民間団体	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の学校教育は、変化の大きい社会に的確に対応できる、生きぬく力を育む教育を推進するため、「小中一貫教育」須賀川モデルの推進を政策目標に掲げ、すべての小・中学校が、9年間で目指す児童生徒像や教育課題の解決に向けて掲げた目標を教職員、保護者、地域住民で共有しながら、9年間一貫した学習生活の指導を実施しています。

本地域においては2025年（令和7年）5月1日現在、小学校4校、児童数332人、中学校2校、生徒数188人という状況です。5年前と比べて、児童数52人、生徒数46人の減となっており、少子化の影響が顕著に現れています。児童・生徒数の減少は、学校での人間関係が限られ、多様な意見や価値観に触れる機会が少なくなるなど教育環境にも大きく影響します。

また、校舎、体育館、給食センター等の学校施設の中には、老朽化が進んでいる施設があるため、今後の児童・生徒数の推移を見据えながら、規模の適正化を図るため、長沼小と長沼東小の長沼中への統合を進め、白江小と白方小の岩瀬中への統合に向けた検討を進めていく必要があります。

学校の統合は、旧長沼町と旧岩瀬村の枠組みでそれぞれ続いてきた地域社会のあり方にまで影響を及ぼす複雑な課題であるため、慎重な検討と地域との十分な対話が不可欠です。

特に通学に関する問題は、統合によって通学する学校が変更となり、自宅から学校までの距離が遠くなることで児童生徒の負担が増加します。長沼および岩瀬地域には通学の適正距離を超える地域も存在するため、通学手段の検討が必要とされています。

また、通学時間が長くなることにより、子どもの成長期の体力や学習時間に悪影響を及ぼす可能性が懸念されます。このため、児童生徒の成長や学習機会、さらには安全面への配慮と対策を踏まえ、通学に対する負担をどのように軽減していくかについて、検討を進めていく必要があります。

学校統合に伴い学校施設として使用しなくなる建物については、有効活用を前提としつつ、取り壊す必要がある場合には、解体し土地の有効活用を図ります。

児童・生徒の教育環境では、GIGAスクール構想^{※6}に基づき、授業の質の向上や、より多くの児童・生徒に対してICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びを提供できるよう、学校におけるICT環境の充実と効果的な利活用に加え、IT機器の適切な管理を推進していく必要があります。

^{※6} GIGAスクール構想：1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別に最適化された教育環境を実現する

イ 生涯学習・スポーツ

市民の誰もが生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることを望んでおり、多様化する生涯学習やスポーツに対するニーズに様々な機会と場所で応えていきます。

本地域における生涯学習は、コミュニティセンターを中心として各種講座や講演会の開催、グループによる学習活動等が行われていますが、参加者の高齢化や固定化もあり、住民ニーズを的確に捉えた学習機会の充実と活性化が課題となっています。

また、生涯スポーツについては、体育館、野球場などを有する「長沼総合運動公園」や体育館、多目的グラウンド、野球場などを有する「いわせ悠久の里」が整備されており、市民のスポーツ拠点として利用されていますが、施設の老朽化、若年層の人口減少により利用者が減少しています。

このため、市民が生涯学習、健康づくり、スポーツに気軽に取り組むことができる環境を整備し、生涯学習やスポーツを通じた交流促進により関係・交流人口の創出を図る必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ◆将来を担う人材育成を図るため、自然環境を生かした体験学習、郷土への愛着を育む学習、地域外の児童・生徒との交流など、地域の特性を生かした教育を推進します。
- ◆「生きぬく力」を育み、子ども一人ひとりが自分のよさを見つけ、豊かな個性を育み、一層の資質・能力の向上が図られるよう確かな学力を育む学校教育の改善・充実に努めます。
- ◆子どもたち一人ひとりに豊かな人間性や社会性が備わるよう、特別な教科道德や教育活動全体を通して、豊かな心や思いやりの心、道徳的な判断力や実践意欲を育む学校教育の充実に努めます。
- ◆給食センターは、児童・生徒数の推移を見据えた施設の適正な規模を踏まえて、集約化した岩瀬給食センターを活用していきます。
- ◆学校の教育機能が十分発揮されるよう学校教育施設の維持・整備に努めるとともに、地域における学校安全支援体制の強化、通学路の安全点検、不審者等による被害防止、交通事故防止や学校等事故防止など、ハード・ソフト両面から安全・安心対策の強化に努めます。
- ◆少子化が進行する中、児童・生徒数の推移を見据えた良好な教育環境を整えるため、長沼小と長沼東小は長沼中への統合を進め、白江小と白方小は岩瀬中への統合に向けた検討を進め、地域との連携による学びの環境の充実を図ります。
- ◆通学手段の支援については、児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、公共交通政策との連携やハード・ソフト面からの支援など、あらゆる可能性を含めて検討

します。

- ◆小・中学校の統合により使用しなくなる学校施設については、施設の建築年数や立地状況などを考慮しながら最適な利活用を検討し地域の活性化を図るとともに、建物を取り壊す必要がある場合には、解体し土地の有効活用を図ります。

イ 生涯学習・スポーツ

- ◆市民の多様化する学習活動を支援するため、市民交流センターと各コミュニティセンターが連携を強化して、学習情報の収集、提供、各分野における指導者の発掘や派遣支援を行います。
- ◆社会教育関係団体の自主的活動の推進、組織運営の活性化を支援することで、社会参加の機運を醸成し、社会貢献機会を提供します。
- ◆コミュニティセンターを生涯学習の場だけでなく、地域コミュニティや防災拠点となる地域づくりの拠点としての機能強化を進めます。
- ◆誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツをする、みる、ささえることができるよう、スポーツを通じた心身の健康と生きがいのある生活を送れるよう生涯スポーツの推進を図ります。
- ◆各種スポーツの情報提供に努めるとともに、次世代アスリートの育成を目指した体制づくりとして指導者の養成と活用を図ります。
- ◆市民のスポーツ活動のニーズ等を踏まえ、安心して施設を利用できるよう既存施設等の改修や学校体育施設を開放するなど、スポーツに親しみやすい環境の整備と体育施設の効率的な維持管理に努めます。
- ◆「いわせ悠久の里」の体育施設等を有効的に利活用し、スポーツによる関係・交流人口の拡大を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	長沼義務教育学校校舎改修事業	市	
		(仮) 岩瀬義務教育学校校舎施設整備事業	市	
	(1) 学校教育関連施設 屋内運動場	長沼義務教育学校屋内運動場長寿命化改修事業	市	
		長沼義務教育学校屋内運動場整備事業	市	

		(仮) 岩瀬義務教育学校屋内運動場整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	長沼地域体育館利活用事業	市	
		いわせ悠久の里スポーツ拠点化施設整備事業	市	
	(5)その他	通学支援事業	市	
		旧学校施設利活用事業	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域は、現在 36 の行政区から構成されています。行政区を中心とした地域コミュニティは、地域で安心して暮らす生活単位であり、重要な役割を果たしています。

しかし、人口減少や若年層の地域外への流出、少子高齢化の進行、就労環境の変化などにより地域コミュニティの活力が低下し、行政区における自治活動では、担い手の後継者が見つからないとの声も聞かれ、これまでの地域コミュニティの維持が困難になっていくことが見込まれます。

地域活力を向上させ地域が抱える様々な課題を解決していくためには、市民と行政との協働の取り組みが不可欠であり、協働の意識を高めながら地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を図っていく必要があります。

(2) その対策

- ◆地域の特性を生かした「まちづくり」を推進するため、コミュニティセンターを生涯学習機能のほか、地域コミュニティや防災拠点となる地域づくりの拠点としての機能強化を進めるとともに、老朽化した施設や設備の改修を行います。
- ◆「市民協働によるまちづくり」を推進するため、防災、公共交通、健康づくりなど、市が取り組んでいる各種政策の情報提供と地域活力の向上や地域が抱える課題の把握、解決などに向けた意見交換を行う場として「地域づくり出前講座」を推進します。
- ◆主体的な地域コミュニティ活動や地域の実情を踏まえ、地域住民が自ら地域のことを考えた課題解決の取り組みを支援します。
- ◆本地域に存する伝統・文化などの地域の宝（魅力）を発信するとともに、若者のシビックプライドを醸成し、将来、戻ってきたくるような「住み続けたい」地域づくりに取り組みます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ活性化推進事業 (地域コミュニティ活動を推進するため、行政区等が自主的に行う事業に対して支援する)	市 地域運営組織 行政区等	
	(3) その他	長沼コミュニティセンター（長沼保健センター）改修事業	市	
		岩瀬コミュニティセンター改修事業	市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

豊かな自然に恵まれた本市は、古代から東北地方における交通の要衝にあり、政治、経済、文化の中心として栄えた歴史ある「まち」です。市内には数多くの遺跡や石造物などのほか、各地域で古くから伝承されている祭礼や伝統行事を多くの機会で見ることができます。これらは本市に連綿と続いてきた歴史や文化の証であり、貴重な歴史・文化資源は「地域の宝」です。

本地域においては、文化財として指定されている長沼城址や榊衝神社、渡辺家住宅や、里守屋・梅田地区に伝わる三匹獅子をはじめとする祭礼行事など、数多くの歴史・文化資源が遺されており、古くから継承されている伝統行事も地域の文化として、永く受け継がれています。

また、「特撮の神様」と称される本市出身の円谷英二監督が礎を築いた特撮文化を後世に伝え、世界に誇るべき文化として継承・発信していく拠点として、既存施設を活用して整備を行った「須賀川特撮アーカイブセンター」や「ながぬまラボ」は、地域の文化交流拠点としても活用されています。

地域住民が地域の歴史や文化を再認識し、地域の宝を保存・継承することは、地域住民の「誇り」や「愛着」の醸成につながることから、地域文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域文化の継承では、後継者不足が課題になっており、地域文化を継承する担い手を確保するための仕組みづくりが必要であり、特撮文化では特撮技術を継承する地元クリエイターの創出を支援するなど人材育成に取り組む必要があります。

(2) その対策

- ◆学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じて、身近な歴史や文化への理解を促すとともに、興味関心を高める取り組みを進め、歴史や文化を後世に引き継いでいくうえで最も基本となる「大切にしたい」と思う心の醸成に努めます。
- ◆歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくため、歴史・文化に係る情報発信に努めるほか、行政と地域、民間団体、専門家などが連携して、保存・活用に取り組む仕組みづくりを検討します。
- ◆歴史民俗資料館の展示機能を拡充するとともに映像による地区の民俗芸能の記録保存等により、地域の民俗や文化芸能を適切に保存・活用します。
- ◆全国でも唯一の特撮文化を継承・発信する施設である「須賀川特撮アーカイブセンター」、地域の文化交流拠点である「ながぬまラボ」のほか、周辺施設を活用しながら、

国内はもとより、インバウンドにも対応した取り組みを推進し、関係・交流人口の拡大及び地域の活性化に努めます。

◆特撮に関するワークショップ事業などを通じて、地元クリエイターの創出を支援するなど人材育成に取り組み、地域への愛着や誇りの醸成に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興 施設等	長沼城址城山公園環境整備等事業	市 民間団体	
	地域文化振興 施設	特撮関連資料収蔵庫整備事業	市	
	(1) 地域文化振興 施設等 その他	文化財情報コンテンツ作成事業 (文化財の活用推進のため、文化財の案内板等の整備を実施する。)	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	民俗芸能記録保存活用事業 (文化芸能の継承のため、地区の民俗芸能を記録し、地域文化の伝承や担い手確保などに活用する)	市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球環境への負荷を軽減し、持続可能な社会を実現するためには、石油、石炭、天然ガス等の枯渇性エネルギーに依存しない再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

本市では、公共施設への太陽光発電システムの導入を進めるとともに、「住宅用再生可能エネルギー等システム設置」に対する補助制度を設け、市民による再生可能エネルギー導入促進を図っています。

今後は、再生可能エネルギーの導入支援や環境保全の取り組みを、市民、事業者、行政が連携・協働し、着実に推進していく必要があります。

また、近年は、本市に限らず太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進んだ一方で、全国的にも環境への様々な影響が生じています。

(2) その対策

- ◆2022 年（令和 4 年）3 月に中間改定した第 3 次須賀川市環境基本計画及び 2022 年（令和 4 年）3 月に策定した須賀川市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、地域関係者や民間事業者と連携のうえ、地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入促進のための検討を進めます。
- ◆再生可能エネルギー設備の導入に際しては、各種法令等を踏まえるとともに、自然景観との調和や安全性の確保を図ります。
- ◆2022 年（令和 4 年）3 月に改定した第 3 期すかがわエコ実行プランを踏まえるとともに、民間が有する知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを活用しながら、公共施設における省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入などを推進します。
- ◆太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた適切な管理やリサイクルの推進が重要となるため、国の動向を注視して対応します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 旧県立長沼高等学校跡地の利活用について

地域の教育、文化、人的交流の中心的役割を担っていた旧県立長沼高等学校は、福島県の県立高等学校改革実施計画により 2022 年（令和 4 年）3 月に廃校となりました。

旧県立長沼高等学校は市所有の土地を福島県に無償で貸付し、県が学校施設を整備したのですが、廃校に伴い県から学校施設の無償譲渡について、市に意向確認があったものの、施設の規模が大きく、築年数が経過し老朽化も進んでおり、利活用には多額の改修費用を要すること、地域でも活用が困難ではないかとの意見が多かったことから、県で学校施設を解体し、市との不動産賃借契約に基づき原形に回復して返還を受けることとしました。

このため、地域の活力が低下しないよう跡地の有効活用を図る必要があることから、地域や民間事業者等の意見を聞きながら庁内利活用検討委員会を中心に最適な利活用方法を検討し、県と連携を図りながら地域活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 旧県立長沼高等学校施設等跡地の利活用について

- ◆公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、小・中学校の統合を含めた義務教育学校の整備により生じる既存校舎等の活用を含め、地域全体の施設整備水準に配慮した検討を行います。
- ◆土地の利活用検討にあたっては、サウンディング調査等を実施し、民間事業者等から地域の活性化に貢献できる活用方法のアイデアを募ります。
- ◆地域振興を図ることを目的に、市が主体的に施設等を整備する場合は、県の支援制度のうち「県立高校空き校舎等活用支援補助金」を活用することから、5 か年計画を策定し、補助金の活用を図ります。また、本計画で市過疎地域持続的発展計画の特別事業に位置づけることで、過疎対策事業債の活用を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		旧県立長沼高等学校跡地利活用事業 (地域や民間事業者等の意見を聞きながら、地域住民にとって望ましい土地利活用に繋げていく。)	市 行政区等 民間団体	

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定 住	移住・定住促進事業 (移住・定住の相談体制の充実や多 様な働き方に対応できる環境整備、 住まいの確保策への支援を検討す る)	市	各種施策に ついては、 地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある。
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域間交 流	地域間交流推進事業 (民間団体が歴史や文化を通じて つながりのある地域などとの交流 を目的とした事業に対して事業費 の一部を支援する)	市 民間団体	
2 産 業 の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第 1 次産 業	次世代型農業推進事業 (農業の省力化のモデル地域に設 定し、スマート農業用機械導入を支 援する)	市 農業者	
		有害鳥獣駆除対策事業 (有害狩猟鳥獣の捕獲や鳥獣被害 防止対策協議会に対する支援)	市 協議会	
		農業用施設等維持管理事業 (行政区等が行う農業用施設（用水 路等）の修繕や整備に要する経費へ の助成)	行政区等	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 観光	観光情報発信事業 (効果的情報発信により、インバウ ンド対策等を実施する)	市 事業者	
		観光事業者支援補助事業 (過疎地域を起点とした観光イベ ント等を実施する事業者へ補助を 行う)	市 事業者	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	地域情報化推進事業 (デジタル化によるメリットを享 受できる地域社会を構築するため、 高齢者等に対する ICT の利用支援 や、市公式 LINE や市ホームページ を活用した情報発信の拡充による 地域のデジタル化を推進する)	市 行政区	各種施策に ついては、 地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある。
4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	地域公共交通形成事業 (交通弱者に対する移動手段の確 保のため、地域ニーズに対応し、商 工・福祉分野などとの連携や地域交 通資源の有効活用により総合的な 交通網の形成を推進する)	市 運行事業 者	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 交通施設 維持	道路環境整備事業 (安全かつ快適な道路環境の確保の ため、維持管理の実施のほか、行政 区が行う維持管理に対して支援す る) 市道維持管理業務委託事業 市道愛護活動支援事業	市 行政区	
		農業用施設等維持管理事業 (農業経営の安定化や効率化のた め、行政区等が行う農業用施設(農 道等)の修繕や整備に要する経費へ の助成	行政区等	
5 生活環 境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	空家等対策事業 (市空家バンクに登録された物件 の改修費の一部を補助する)	市 物件購入 者・賃借者	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 高齢者・ 障がい者福 祉	地域介護予防活動支援事業 (フレイル予防・介護予防のための 取り組みや通いの場の支援、高齢者 の参加を促進するための公共交通 ネットワークの維持、移動手段の検 討を行う)	市	各種施策に ついては、 地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある。
	(9)その他	旧長沼幼稚園利活用事業	市 民間団体	
7 医療の 確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	地域医療体制確保事業 (医療環境の整備に向けた遠隔診 療等や通院支援策などの調査・検討 を行う。)	市 民間団体	
9 集落の 整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	地域コミュニティ活性化推進事業 (地域コミュニティ活動を推進す るため、行政区等が自主的に行う事 業に対して支援する)	市 地域運営 組織 行政区等	
10 地域文 化の振興 等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化 振興	民俗芸能記録保存活用事業 (文化芸能の継承のため、地区の民 俗芸能を記録し、地域文化の伝承や 担い手確保などに活用する)	市	
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項		旧県立長沼高等学校跡地利活用事 業 (地域や民間事業者等の意見を聞 きながら、地域住民にとって望まし い土地利活用に繋げていく。)	市 行政区等 民間団体	